

香川県広域水道企業団条例第31号

香川県広域水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県広域水道企業団特別職の職員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第203条の2及び第207条の規定に基づき、次条に掲げる者の報酬及び費用弁償並びに実費弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 非常勤の監査委員</p> <p>(2) 法第292条において準用する法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関を構成する委員その他の構成員（別表第1において「附属機関の委員等」という。）</p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）</p> <p>2 次に掲げる者（以下「証人等」という。）に対し、実費弁償を支給する。</p> <p>(1) 法第292条において準用する法第100条第1項後段の規定による香川県広域水道企業団議会（以下「議会」という。）の要求に応じて出頭した選挙人その他の関係人</p> <p>(2) 法第292条において準用する法第115条の2の規定による公聴会に参加した者及び議会の委員会の要求に応じて出頭した参考人（法第292条において準用する法第109条第5項において準用する場合を含む。）</p> <p>(3) 法第292条において準用する法第199条第8項の規定による監査委</p>	<p>香川県広域水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条の2の規定に基づき、第2条に掲げる者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(支給対象)</p> <p>第2条 次に掲げる者（以下「特別職の職員」という。）がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>(1) 地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定により設置された附属機関を構成する委員その他の構成員（別表において「附属機関の委員等」という。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者以外の非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。）</p>

員の要求に応じて出頭した関係人

(報酬等の額)

第3条 特別職の職員に支給する報酬の額は、別表第1に定めるところによる。

2 証人等に支給する実費弁償の額は、参加を依頼し又は出頭を要求した者が企業長と協議して定める。

(報酬等の口座振替)

第4条 報酬及び実費弁償は、特別職の職員又は証人等から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(費用弁償の額)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表第2に定めるもののほか、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。

2 略

別表第1（第3条関係）

区分	報酬額
非常勤の監査委員	月額 10万円
附属機関の委員等	略
略	

別表第2（第5条関係）

区分	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食料（1夜につき）
		甲地方	乙地方	
非常勤の監査委員	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円

備考

1 日当は、内国旅行（本邦における旅行をいう。）のうち、出発地及び全ての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行以外の旅行の場合に支給する。

2 宿泊料の欄中「甲地方」及び「乙地方」とは、国家公務員等の旅費

(報酬の額)

第3条 特別職の職員に支給する報酬の額は、別表に定めるところによる。

(報酬の口座振替)

第4条 報酬は、特別職の職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(費用弁償の額)

第5条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を企業長が制定する企業管理規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。

2 略

別表（第3条関係）

区分	報酬額
附属機関の委員等	略
略	

に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1の1備考に規定する甲地方及び乙地方をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。